

山口大学研究機器利用サポート制度実施要項

令和3年6月25日リサーチファシリティマネジメントセンター長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人山口大学（以下「本学」という。）の研究機器の利活用の促進及び研究力の向上のため、リサーチファシリティマネジメントセンター（以下「センター」という。）が、研究活動を行っている本学の教職員及び大学院生（以下「教員等」という。）に対し、新たな研究機器の利用に必要な費用を支援する「研究機器利用サポート制度（以下「本制度」という。）」の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究機器 すべての教員等が共同利用できる機器のうち、研究を目的として教員等が利用する場合に登録料及び利用料等により、利用料金が設定されている機器をいう。
- (2) 利用 教員等自らが研究機器を操作すること及び教員等が研究機器を保有する施設へ測定を依頼することをいう。

(支援対象)

第3条 本制度による支援対象者は、教員等（大学院生が申請する場合は、指導教員の承諾を得た者に限る。）で、原則として、これまでに利用したことのない研究機器の利用を計画している者とする。ただし、当該研究機器の利用料金が免除されている者又は新たに発生しない者は除く。

(支援費用)

第4条 本制度で支援する費用（以下「支援費用」という。）は、教員等が研究機器を利用する際に必要となる利用料金とし、センターが定める上限の額までとする。

(申請)

第5条 本制度による支援を希望する者は、別に定める申請書によりリサーチファシリティマネジメントセンター長（以下「センター長」という。）に申請するものとする。

(利用者の決定)

第6条 本制度の利用者は、前条の申請があった者のうちから、センターにおいて選考を行い、センター長が決定する。

- 2 前項の選考に関し必要な事項は別に定める。
- 3 選考結果は申請者に通知する。

(申請書の変更)

第7条 利用者は、支援が決定した後に、提出した申請書に変更が生じた場合は、別に定める変更申請書をセンター長に速やかに提出しなければならない。

- 2 センター長は、変更申請書が提出された場合、その内容を審査し、結果を利用者に通知する。

(報告)

第8条 利用者は、別に定める利用報告書をセンター長に提出しなければならない。

2 利用者は、別に定める成果報告書をセンター長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、本制度に必要な事項は別に定める。

2 この要項により難しい場合又は疑義が生じた場合は、センター長が決定する。

附 則

この要項は、令和3年7月1日から施行する。